

○特例施設占有者の指定等に関する規則

(平成19年11月27日島根県公安委員会規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。次条第2項において「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の規定による申請を行おうとする施設占有者は、その施設の所在地を管轄する警察署長を経由して島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に同条第2項の申請書を提出するものとする。

2 公安委員会は、令第5条第5号の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、指定通知書（様式第1号）により、規則第28条第1項の申請をした者（第4項において「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 次の各号に掲げる申請書及び書面は、それぞれ当該各号に定める様式の例により作成するものとする。

(1) 規則第28条第2項の申請書 特例施設占有者指定申請書（様式第2号）

(2) 規則第28条第3項第1号ロの書面 誓約書（様式第3号）

(3) 規則第28条第3項第1号ハの書面 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要（様式第4号）

4 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（様式第5号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

5 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第7号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し（次項において「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（様式第8号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第9号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

（報告等要求書による報告等の要求）

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第10号）により行うものとする。

2 前項の要求をしたときは、その経緯を書面に記録しておくものとする。

（指示書による指示）

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（次項において「指示」という。）は、指示書（様式第11号）により行うものとする。

2 第4条第1項の規定は、指示をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「聴聞」とあるのは、「弁明の機会の付与」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成28年3月25日島根県公安委員会規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日島根県公安委員会規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年11月26日島根県公安委員会規則第9号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年7月26日島根県公安委員会規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。